(八) 得票総数　六一五、二四四　票

平成二十一年八月三十日執行総選挙　小選挙区選挙　三、〇〇五、一九九　票
比例代表選挙

(九) 支部の数　二〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二〇

(一〇) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十一年八月八日

(一一) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十一年八月十日

○総務省告示第五百三十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十一年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	平成二十一年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	二、六一八、七一〇、〇〇〇円
国民新党	四一九、七四八、〇〇〇円
社会民主党	八九〇、五五一、〇〇〇円
自由民主党	一三、九八〇、三二八、〇〇〇円
新党日本	四五、三四〇、〇〇〇円
民主党	一三、六六〇、六五六、〇〇〇円
みんなの党	一一三、五三七、〇〇〇円

○総務省告示第五百三十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
みんなの党	政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日	平成二十一年九月八日	平成二十一年八月十日	平成二十一年九月十四日

	新	旧
氏名	山口那津男	太田　昭宏
住所	東京都葛飾区西亀有一―一四―四	
生年月日	昭和二十七年七月十二日	
代表者		
選任年月日	平成二十一年九月八日	平成二十一年九月十五日

	公明党	社会民主党	自由民主党
会計責任者の職務代行者	井上　義久	北側　一雄	
住所	宮城県仙台市宮城野区榴岡四―一―八		
生年月日	昭和二十二年七月二十四日		
選任年月日	平成二十一年九月八日		
氏名	戎居　徹	梅原　靖弘	
住所	埼玉県川越市南台三―四―一		
生年月日	昭和三十七年九月十七日		
選任年月日	平成二十一年九月八日	平成二十一年九月十七日	平成二十一年十月一日
支部の数	四四〇	四三九	二六五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四〇	四三九	二六五
代表者			麻生　太郎
氏名	谷垣　禎一		
住所	京都府福知山市菱屋二五		
生年月日	昭和二十年三月七日		
選任年月日	平成二十一年九月二十八日	平成二十一年九月二十五日	